

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この計画は _____ の防火管理業務について必要な事項を定めて火災、震災及びその他の災害の予防及び人命の安全確保並に被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は _____ に居住又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第 3 条 防火管理者は _____ とし、この計画についての一
切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の運用推進に関する事項

- ア 消防計画の検討及び変更
- イ 消火、通報、避難及び避難誘導等の訓練の計画と実施
- ウ 建物、電気設備及び火気の使用設備等の自主検査の実施
- エ 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- オ 居住者に対する防火教育の実施
- カ 防火ポスター及び防災指導資料の作成及び掲示
- キ _____ 管理組合理事長（以下「管理権原者」という。）に対する防火管理上必要な報告及び助言

(2) 消防機関等への報告、連絡及び届出等に係る事項

- ア 消防計画の提出（改正の都度）
- イ 消防用設備等の点検結果の報告
- ウ 建物及び諸設備等の変更又は設置時の報告及び連絡等法令に基づき諸手続
- エ 消防用設備等の点検、建物等の検査及び居住者の教育及び訓練等に必要な指導員の派遣要請

(3) 火災予防上必要な措置に関する事項

- ア 改築及び模様替え等の工事中における火気使用の制限又は立会い

イ 火気使用又は取り扱いの指導

(防火管理委員会)

第4条 _____の防火管理業務を適正に運営するため防火管理委員会（以下「委員会」という。）を置き委員長には管理権原者を、副委員長には防火管理者他 _____名をあてること。

また、各委員を別表1のとおり指定すること。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は、定例会及び臨時会とし、定例会は _____月、 _____月、 _____月、及び _____月に開催し、臨時会は委員長が必要と認められた時に開催する。

2 委員会は、防火管理業務の推進上必要な事項について審議する。

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 予防管理組織は火災予防のための組織であり、自主点検及び検査を行うための組織とする。

2 平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各階ごと又は一定区域ごとに防火担当責任者を定めること。
また、その編成及び任務は別表2のとおりとすること。

3 建物、電気設備及び消防用設備等の機能を適正に維持するため、別に定める点検及び検査表に基づき定期的に行うものとし、その実施者及び実施日は次による。

(1) 建物の自主検査（別表3）

(2) 消防用設備等の点検（別表4）

4 平素における点検及び検査は、防火管理者及び防火担当責任者が外観を中心に随時実施する。

5 居住者は、自己の管理又は所有する火気使用設備器具、電気器具及び消火器具等について適宜点検及び検査を実施し、不備欠陥等のある設備器具等については整備改修に努めること。

(点検、検査結果の記録及び報告)

第7条 防火管理者は、点検及び検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに管理権原者に報告し、不備欠陥事項について

は改修等の促進を図る。

2 管理権原者は、消防用設備等の点検結果を「消防用設備等点検結果報告書」により、____年に____回流山市消防長(消防署長)に報告する。

(居住者の遵守事項)

第8条 居住者は、火災予防及び人命の安全を図るため、次の事項を遵守すること。

- (1) 火気使用設備器具等の管理を徹底し、居室内の火災予防に努めること。
- (2) 灯油及びガソリン等の危険物類の使用又は保管にあたっては、定められた数量をこえることのないように留意するとともに、適正な使用及び保管に努めること。
- (3) 火災警報発令時及び強風時等には、焚き火等火気の使用を中止すること。
- (4) 廊下及び階段等避難施設には、避難の障害となる物品を置かないこと。
- (5) ベランダには、火災の延焼拡大の原因になる可燃物を置かないこと。
- (6) 消防用設備等の周囲には、使用の際に障害となる物品等を置かないこと。
- (7) 建物に設置された消火器は、みだりに移動しないこと。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織等)

第9条 _____の自衛消防組織は、防火管理者を自衛消防隊長(以下「隊長」という。)に管理組合副理事長及び自治会副会長等を自衛消防副隊長(以下「副隊長」という。)として自衛消防隊を設置すること。

また、隊員の指定は別表4のとおりとすること。

2 隊長及び各隊員の活動は次による。

- (1) 隊長は、自衛消防活動時における各係員に対する指揮及び命令を行うとともに、消防隊への情報提供及び避難者の確認を行うこと。

- (2) 副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行すること。
- (3) 班長は、担当階の災害状況及び逃げ遅れの有無について隊長に報告するとともに、隊長の指示等を隊員に連絡すること。
- (4) 通報連絡係員は、火災等の発生を消防機関（119番）へ通報したのち、近くの非常警報設備を作動させるとともに、大声で居住者に災害の発生を知らせること。
- (5) 消火係員は、消火器等を活用して初期消火及び延焼拡大の防止にあたること。
- (6) 避難誘導係員は、火災の状況を把握し、火点の反対側階段又は避難器具を利用して避難者の補助及び誘導にあたること。
- (7) 救護係員は、負傷者の応急救護を行うとともに、救急隊から要請があった時は、連携をとり負傷者の救護にあたること。

第4章 震 災 対 策

(震災の予防措置等)

第10条 地震災害を防止するため、第2章に定める予防管理対策と合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物付属工作物及び高所の物品等の落下、転倒及び破壊の防止措置。
 - (2) 長時間の旅行又は外出する場合には、火気使用設備器具及び電気設備器具等の安全措置。
 - (3) その他、地震災害に対する必要な事項。
- 2 地震時の活動は、第3章に定める事項のほか次による。
- (1) 居住者は、火気使用設備器具等の使用停止、ガスの元栓の閉止及び出入口の開放等の措置を行うこと。
 - (2) 火災が発生又は負傷者が出た場合には、居住者全員が一致協力して、消火及び負傷者の救護等に全力をあげること。
 - (3) 隊長は、建物内の被害状況及び建物周辺の火災発生状況等の把握に努め、必要事項については居住者に対して情報提供を行うこと。
 - (4) 集合場所への避難の開始は、防災機関からの避難命令又は隊長

の状況判断によるものとし、居住者は統一的行動を取るよう努めること。

(5) 避難にあたっては、隊列を組み全員徒歩とし、自動車による避難は行わないこと。

(6) 集合場所は_____とし、広域避難場所は_____とする。

(7) 広域避難場所への避難開始には、防災機関からの避難命令又は隊長の命令により行うこと。

3 居住者は、地震災害に備えて非常用食料、飲料水、衣類、毛布、携帯ラジオ、懐中電灯及び医薬品等を準備しておくよう努めること。

第5章 防火防災教育及び訓練

(防災教育訓練の実施)

第11条 居住者の防災知識の高揚及び自衛消防隊の技術の向上を図るため、次により防災教育訓練を行う。

(1) 消防計画の周知徹底を図る。

(2) 防災講演会及び防災座談会等を積極的に実施する。

(3) 消火、通報連絡及び避難誘導等の訓練は、それぞれの任務ごとに定期的に実施するほか、総合訓練は____月及び____月に実施する。

(4) 防災訓練は、市及び関係機関が実施する訓練に居住者全員が積極的に参加する。

(5) その他防火管理者が必要と認めた事項

2 自衛消防訓練を実施する場合は、防火管理者が「自衛消防訓練通知書」により流山市消防長（消防署長）に通知するとともに、実施結果については「防火対象物維持台帳」に記録する。

附則

この計画は、____年____月____日から実施する。

防火管理委員会編成表

	氏 名	備 考

防火担当者構成表

防火担当責任者名	担当地区	業務内容

備考

防火担当責任者は、防火管理者を補佐し、防火管理業務の円滑な推進を図るとともに、担当区域の居住者に対して火災予防について呼びかけること。

別表 3

建物の自主検査表

検査対象物	検査月日		実施者
	月日	月日	
建築物	月日	月日	
火気使用設備器具	月日	月日	
電気設備器具	月日	月日	
	月日	月日	

別表 4

消防用設備等の点検表

点検対象	機器点検		総合点検	実施者
	外観点検	機能点検		
消火設備	月日	月日	月日	
避難設備	月日	月日	月日	
警報設備	月日	月日	月日	
	月日	月日	月日	
	月日	月日	月日	

自衛消防隊構成表

隊長	(役職) (氏名)				
副隊長	(役職) (氏名)				
副隊長	(役職) (氏名)				
係別 階別	通報連絡係	通報連絡係	初期消火係	避難誘導係	救 護 係
1 階					
2 階					
3 階					
4 階					
5 階					
6 階					
7 階					
8 階					
9 階					
1 0 階					
1 1 階					
1 2 階					